



平成 19 年 5 月 25 日
本省発表 14 時

平成 19 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助事業

～ 「補助事業実施計画」の公募開始について～

国土交通省では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)が成立したことを受けて、同法律に規定する法定協議会に対し「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査や、同連携計画に基づいて、公共交通サービスに関する情報提供や利用促進活動及び利便性向上のための情報提供システムの開発を行う場合に要する経費の一部を補助することとしました。

この補助を受けるためには、「補助事業実施計画」を作成し、国土交通省総合政策局長の認定を受けることが必要となります。

この「補助事業実施計画」の公募を、本日より平成 19 年 7 月 13 日までの間おこないます。なお、応募要領と応募様式につきましては、発表以降本省ホームページに掲載致しません。関係者の方々の積極的な応募をお待ちしております。

< 問い合わせ先 >

九州運輸局企画観光部交通企画課
担当 大塚、須藤、久保田
電話 092 - 472 - 2315

平成19年度地域公共交通活性化・再生事業費補助事業 補助事業実施計画の公募開始について

国土交通省では、平成19年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）が成立したことを受けて、同法律に規定する「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査や、同連携計画に基づいて、公共交通サービスに関する情報提供や利用促進活動及び利便性向上のための情報提供システムの開発を行う場合に要する経費の一部を補助することとしました。なお、同法律の施行前に作成された、同法第5条に規定する内容に相当する計画については、同連携計画とみなすこととします。

この補助を受けるためには、「補助事業実施計画」を作成し、国土交通省総合政策局長の認定を受けることが必要となります。

本日より、「補助事業実施計画」の公募を開始します。

1. 「地域公共交通総合連携計画」策定調査事業

「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査を支援。

- ・ 現況交通実態調査、交通が地域に及ぼす影響調査、ニーズ把握調査、データ解析、需要・収支採算予測、計画策定に要する事務費

2. 公共交通利用円滑化事業

(1) 公共交通利用促進活動支援事業

公共交通サービスの情報提供に関する取組みを支援。

- ・ 鉄道やバスの総合交通マップ(路線、ダイヤ情報)の作成費
- ・ 乗継情報等の提供のためのWEBコンテンツ作成費
- ・ パンフレット・ポスター・案内板の作成費

公共交通機関の利用促進活動を支援します。

- ・ 割引定期制度など公共交通機関の利用促進に資する施策に関するシステム開発・運営費(割引額の補填は対象外)・広報費
- ・ 公共交通機関の利用促進に関するセミナー・シンポジウム・イベント等啓発活動の開催費(講師等の派遣費、教材の作成費、運営費、広報費)

(2) 乗継利便性向上施設整備支援事業

交通結節点における乗継情報システムの開発を支援。

- ・ 駅などの交通結節点において鉄道、バス等複数モードの乗継情報や病院、公共施設等の地域の情報を一体的総合的に提供するシステムの開発費用

応募方法：国土交通省ホームページ又は各地方運輸局等から公募要領・申請様式
を入手し、必要事項をご記入の上、参考資料等を添付して、最寄りの地方運輸局等
へご提出願います。

(国土交通省 H P : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/>)

締切り：平成 19 年 7 月 13 日 (金)

審査結果：応募された補助事業実施計画の審査結果は、各応募者あてにご連絡し
ます。なお、認定された計画については、別途公表します。

(参考)

地域公共交通活性化・再生事業費補助制度の概要

補助対象事業者：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する協議会
(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に組織された同法第 6 条に
規定する内容に相当する協議会を含む)。詳しくは最寄りの地方運輸局等へご相談下
さい。

補助率：補助対象経費の 1 / 3 (ただし、地方公共団体が協調して負担する額以
内とする)

以下、「2. 公共交通利用円滑化事業」のみ適用

補助事業実施計画は、地域公共交通総合連携計画 (地域公共交通の活性化及び再
生に関する法律の施行前に作成された、同法第 5 条に規定する内容に相当する計画
を含む) に基づく内容であること。詳しくは最寄りの地方運輸局等へご相談下さい。

鉄道、バス等複数モードの利用促進に資する取組みであること。

今後のスケジュール (予定)

5 月 25 日：補助事業実施計画の公募開始

7 月 13 日：公募締切り

7 月下旬：補助事業実施計画の認定

8 月以降：補助金交付申請・交付決定
事業の実施 等

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局交通計画課 企画調整官 坂本 潤一郎
黒瀬 享宏

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 24612、24617)、直通 : 03-5253-8275

(別紙)

< 地方運輸局等 お問い合わせ先 >

北海道運輸局 企画観光部交通企画課 (0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 2 1)

東北運輸局 企画観光部交通企画課 (0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 0 7)

関東運輸局 企画観光部交通企画課 (0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 0 9)

北陸信越運輸局 企画観光部交通企画課 (0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 8)

中部運輸局 企画観光部交通企画課 (0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 0 6)

近畿運輸局 企画観光部交通企画課 (0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 0 9)

中国運輸局 企画観光部交通企画課 (0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 0 1)

四国運輸局 企画観光部交通企画課 (0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 6)

九州運輸局 企画観光部交通企画課 (0 9 2 - 4 7 2 - 2 3 1 5)

沖縄総合事務局 運輸部運輸企画室 (0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 6 4)

地域公共交通活性化・再生事業費補助金

本補助制度は、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会(法定協議会)が、同法律に基づく「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査や、同連携計画に基づいて、公共交通サービスに関する情報提供や利用促進活動及び利便性向上のための情報提供システムの開発を行う場合に補助する制度です。

補助対象者	法定協議会(ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の施行前に組織された同法第6条に規定する内容に相当する協議会については、補助対象事業者とみなす。)
補助率	1/3以内(ただし、地方公共団体が協調して負担する額以内とする)
(以下、2.公共交通利用円滑化事業のみ適用)	
補助要件	・「地域公共交通総合連携計画」に盛り込まれている取組み内容であること(ただし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の施行前に作成された同法第5条に規定する内容に相当する計画については地域公共交通総合連携計画とみなす。) ・鉄道、バス等複数モードの利用促進に資する取組みであること

1. 「地域公共交通総合連携計画」策定調査事業

「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査を支援。

- ・ 現況交通実態調査、交通が地域に及ぼす影響調査、ニーズ把握調査、データ分析、需要・収支採算予測、計画策定に要する事務費

2. 公共交通利用円滑化事業

(1) 公共交通利用促進活動支援事業

公共交通サービスの情報提供に関する取組みを支援。

- ・ 鉄道やバスの総合交通マップ(路線、ダイヤ情報)の作成費
- ・ 乗継情報等の提供のためのWEBコンテンツ作成費
- ・ パンフレット・ポスター・案内板の作成費

公共交通機関の利用促進活動を支援します。

- ・ 割引定期制度など公共交通機関の利用促進に資する施策に関するシステム開発・運営費(割引額の補填は対象外)・広報費
- ・ 公共交通機関の利用促進に関するセミナー・シンポジウム・イベント等啓発活動の開催費(講師等の派遣費、教材の作成費、運営費、広報費)

(2) 乗継利便性向上施設整備支援事業

交通結節点における乗継情報システムの開発を支援。

- ・ 駅などの交通結節点において鉄道、バス等複数モードの乗継情報や病院、公共施設等の地域の情報を一体的総合的に提供するシステムの開発費用



地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

スキーム概要

基本方針（国のガイドライン）

主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定

1. 計画の作成・実施

協議会

市町村 公共交通事業者 道路管理者 港湾管理者 公安委員会* 住民* 等
 鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等

協議会参加者の協議結果の尊重義務

- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会の参加要請応諾義務（*公安委員会、住民は除く）

地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が、地域公共交通の活性化・再生のために、地域総合的に検討し、合意形成を図る。

LRTの整備



BRTの整備、オムニバスタウンの推進



海上運送サービスの改善



乗継の改善



地方鉄道の再生



その他

- ・地域のバス交通の活性化や、地方鉄道の活性化等による地域住民や観光客のための公共交通サービスの改善
- ・地域による利用促進活動 等



- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費等について自治体助成部分の起債対象化 等

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得
- ・BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化 等

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得

- ・計画認定による事業計画変更認可等のみなし取得
- ・運行計画を事後届出制に緩和
- ・共通乗車券等に係る一括届出化

- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期 等

- ・計画策定経費支援
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮
- ・地方債の配慮 等

法律上の特例措置

国による総合的支援

予算等

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV（デュアルモードビークル）

・軌道と道路の両方の走行が可能な車両



IMTS（インテリジェントマルチモードトランジット）

・磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

注1 LRT (Light Rail Transit)

低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム

注2 BRT (Bus Rapid Transit)

輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム